

三鷹市敬老金条例の一部を改正する条例

三鷹市敬老金条例（昭和33年三鷹市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「記録されている」の右に「77歳、88歳、」を加える。

第3条第1項の表99歳の項の前に次のように加える。

77歳	5,000円
88歳	1万円

第3条第2項中「年齢は、」の右に「77歳及び88歳にあつては9月15日を、99歳及び100歳以上にあつては」を加える。

附 則

この条例は、平成27年9月15日から施行する。

提案理由

年齢が77歳及び88歳の高齢者に対し、これまで社会に貢献されたことに敬意を表し、長寿を祝い、感謝の気持ちを込めて敬老金を贈ることとするため、本案を提出します。

三鷹市敬老金条例新旧対照表

改 正 案	現 行																
(目的) 第1条 この条例は、本市に居住する高齢者に対し、敬老と長寿を祝うために敬老金を贈ることを目的とする。 (対象者) 第2条 敬老金を受けることのできる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録されている<u>77歳、88歳、99歳及び100歳以上</u>の市民であって、現に本市に居住するものとする。 (敬老金の額等) 第3条 敬老金の額は、敬老金を受ける者の年齢に応じ、次の表に定めるとおりとする。ただし、敬老金に代えて、これに相当する額の物品を贈呈することができる。 <table border="1"> <tr> <th>年齢</th><th>敬老金の額</th></tr> <tr> <td><u>77歳</u></td><td><u>5,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>88歳</u></td><td><u>1万円</u></td></tr> <tr> <td>99歳</td><td>1万円</td></tr> <tr> <td>100歳以上</td><td>1万円</td></tr> </table> 2 前項に規定する年齢は、<u>77歳及び88歳にあつては9月15日を、99歳及び100歳以上にあつては誕生日を基準日とする。</u> (譲渡又は担保の禁止) 第4条 敬老金を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供することはできない。 (委任) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定める。	年齢	敬老金の額	<u>77歳</u>	<u>5,000円</u>	<u>88歳</u>	<u>1万円</u>	99歳	1万円	100歳以上	1万円	(目的) 第1条 この条例は、本市に居住する高齢者に対し、敬老と長寿を祝うために敬老金を贈ることを目的とする。 (対象者) 第2条 敬老金を受けることのできる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録されている99歳及び100歳以上の市民であって、現に本市に居住するものとする。 (敬老金の額等) 第3条 敬老金の額は、敬老金を受ける者の年齢に応じ、次の表に定めるとおりとする。ただし、敬老金に代えて、これに相当する額の物品を贈呈することができる。 <table border="1"> <tr> <th>年齢</th><th>敬老金の額</th></tr> <tr> <td>99歳</td><td>1万円</td></tr> <tr> <td>100歳以上</td><td>1万円</td></tr> </table> 2 前項に規定する年齢は、誕生日を基準日とする。 (譲渡又は担保の禁止) 第4条 敬老金を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供することはできない。 (委任) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定める。	年齢	敬老金の額	99歳	1万円	100歳以上	1万円
年齢	敬老金の額																
<u>77歳</u>	<u>5,000円</u>																
<u>88歳</u>	<u>1万円</u>																
99歳	1万円																
100歳以上	1万円																
年齢	敬老金の額																
99歳	1万円																
100歳以上	1万円																